

論 説

占領期各省設置法制定史研究の予備的考察 —通産省を事例として—

若 林 悠

序章

戦後日本の行政組織とりわけ各省庁の組織編制や行動様式を捉えるにあたり、国家行政組織法と各省設置法はそれらの分析の出発点となってきた。例えば、村松岐夫は、「省庁の構造を決めているのは、憲法、内閣法、行政組織法、各省設置法等の行政諸法である。これらの法体系は省庁の壁を厚く高いものにした。各省の行動基準は、結局、各省設置法から生まれるのである」と、各省設置法を分析対象とする重要性を述べている（村松 1994：27¹⁾）。さらに日本の各省庁が「しばしば激しい縄張り争いをしつつ、自然と物と人にかかわる森羅万象をどこかで分担管理する一大システムをなしている」ため（大森 1995：15）、特に各省設置法に規定された所掌事務は、その省の有する権限と活動根拠になる以上、省庁間の縄張り争いやセクショナリズムの析出といった関心から、いかなる内容が盛り込まれているのかが注目されてきたのである（例えば、今村 2006）。

しかしながら、各省設置法は省庁の行動分析の基本的な前提となるがゆえに、高度経済成長期の新省庁の設置過程や 1990 年代の中央省庁再編に伴う新府省の設置法制定過程などの一部の例を除くと、設置法自体の制定

1) 本文全体の資料引用に関する規定は次の通りである。引用に際して、旧字体は新字体に改めた。引用文への註記は〔〕で記した。国立公文書館所蔵の資料引用については、原則として件名を「」、簿冊表題を『』で記し、件名内のさらに具体的な資料を明確にする場合は、その当該資料の名称まで記した。国立公文書館アジア歴史資料センターの資料の場合は、引用の際にレファレンスコードに続いて JACAR を記した。また国立国会図書館憲政資料室所蔵の『佐藤達夫関係文書』の資料引用も同様にしているが、目録にあるタイトルを「」で記し、その資料番号も記している。

過程には必ずしも行政学的な関心が積極的には向けられてこなかったようにみえる²⁾。換言すれば、各省設置法は一部の省を除き1949年に概ね制定されたため歴史研究の対象となり、行政学の観点からの占領期の各省設置法制定史研究が立ち遅れているのではないかということである。無論、戦後日本の行政組織制度をめぐる研究では、占領期に整備された国家行政組織法や行政委員会制度を対象に制定過程の歴史分析が仔細に行われてきた(伊藤 2003, 岡田 1994)。岡田(1994)は、行政管理機関構想をめぐる日本政府内部と連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)内部とのクロス・ナショナルな連合に着目しながら、行政管理庁の設立経緯も明らかにした。また戦前の各省官制と戦後の各省設置法との連続性を指摘する行政史研究も存在する(赤木 1991)。とはいえ、こうした占領期の行政組織制度全体を規定する法・制度の制定過程分析の蓄積状況と比較すると、個々の省の設置法の制定過程分析の蓄積は、相対的に乏しいのである。

他方で、行政学の隣接分野では、それぞれの問題関心から占領期における各省庁の設置研究が進められてきた。特に1947年に設置された労働省は、GHQの占領改革における民主化政策の具体化とも関係することもあり、労働政策や女性政策などの問題関心からの設置過程研究が進んだ(例えば、竹前 1982, 豊田 2004)。軍事史・戦史の観点では、戦時から平時への移行において重要な業務となる旧陸海軍の復員や引揚げへの対応に関心が集まり、その重要性から厚生省に移管されるまで当該業務を担った復員省・復員庁の研究も蓄積されている(近年のものとして、関口 2017)。メディア史の観点では、電波監理行政は1952年に郵政省が所管することになるが、その間に電気通信省・電波庁体制から電波監理委員会体制と短期間で変遷していったこともあり、占領期の通信政策の展開過程のなかで検討されてきた(向後 1995, 村上 2016)。

2) 例えば、設置法それ自体の検討を含めた政治過程に関する近年の行政学研究として、岡田(2024)が挙げられる。

また占領期のなかで創設され一定の使命を担いながらも、占領改革の方針転換や占領終結とともに改組や廃止を余儀なくされた行政組織の設置研究も蓄積されていった。総合官庁の位置づけをめぐって、第一次吉田茂内閣とGHQ（特に経済科学局（ESS））との主導権争いの対象となった経済安定本部（1946年創設）は、その代表的な例である（村井 2008）。近年では、経済安定本部の外局となり、1952年に行政管理庁に統合されることになる経済調査庁の設置とその実態も明らかにされつつある（丸谷 2022）。

もっとも以上の先行研究における各省庁の設置過程の豊かな叙述は、法的な側面に言及するものもあるが、総じて政治過程や政策内容の仔細な解明を重視しており、設置法それ自体の制定過程の考察にまで十分に立ち入っているわけではない。諸アクターの利害交渉による各省庁の設置過程と制度設計の法文化に至る各省設置法の制定過程を改めて連関させて考察する必要がある。換言すれば、設置の政治過程と法文内容の双方に着目するということであり、その連関を意識した歴史的な考察は、制度論と組織論を架橋する行政学の問題関心を基底に置くものである（Raadschelders 2000, 若林 2023）。だが、設置法の制定過程を考察するとしても、大蔵省や厚生省といった既設省の設置法の制定過程より、占領期のなかで新設されていく郵政省や建設省などの方が、それらの省の新たに手にする権限と活動根拠が既設省との棲み分けにより関わるため、当該省の設置法の制定過程は政治的に先鋭化する。この意味では、対象事例の選択は限定される可能性がある。

それゆえ本稿は、通商産業省（通産省）を対象にして、占領期各省設置法制定史研究をどのように進めることができるのかを試論的に展開してみることにした。全体の構成は、次の通りである。第一章は、占領期行政組織制度や通産省に関する先行研究の検討を通じて、占領期の各省設置法制定史にどのようにアプローチするのかを探ることを目的としている。この設定したアプローチをもとに第二章は、事例として通商産業省設置法（通

産省設置法)の制定過程を素描する。以上の考察を踏まえて結語は、本稿の意義や課題を検討する。

第一章 占領期の各省設置法制定史にどのようにアプローチするか

第一節 占領期行政組織制度をめぐる歴史研究の課題認識と方法

本章は、先行研究の検討を通じて、占領期の各省設置法制定史にどのようにアプローチするのを探ることを目的としている。本稿が対象とする通産省に関する先行研究は第二節において検討するが、それに先立って第一節は通産省以外の先行研究を主たる対象として検討することにしたい。この際に検討対象となる先行研究は、占領期の行政組織制度を規定する主要な法律である行政官庁法、国家行政組織法、各省設置法に関連した研究が中心となる。

1947年に日本国憲法施行に合わせて必要となる行政組織の基本的事項を定めた行政官庁法が制定された。同法が制定されるまでの間、各省の組織編制に関する一般の原則を定めていたのは各省官制通則であった。それゆえ、新憲法の制定過程と連動することになる行政官庁法の制定過程は、各省官制通則との連続性や差異が大きな関心事となった。行政官庁法は、同法を不要と考えるGHQ民政局(GS)と同法を法的整合性から必要と考える内閣法制局が新憲法体制整備の必要性を共有しながら交錯し法文を具体化する制定過程を経て、以下のような評価が与えられることになる(天川2014:225)。

それは、法制局が構想したほどには現状変革的なものではなく、実態においてより現状維持的なものであったといえる。まず法形式において、法制局が当初考えたような憲法を頂点とする内閣法、中央行政官庁法、地方行政官庁法という統合的な法律の階層秩序はできなかった。地方行政官庁法はできずに行政官庁法に統合され、し

かもそれは一年の効力を有する暫定法となっただけでなく、ほぼ現存の各省の官制を法的に合理化するためのものでしかないのである。

こうした各省官制通則との連続性を強調する行政官庁法の評価は、通説的見解を占めてきた。しかしながら、行政官庁法に至るまでの法案の構想段階では、様々な可能性が検討されていたことが明らかにされている。特に条文案における伝統的行政官庁理論の用語法との整合性、規律事項の配分や事務配分の位置づけに着目して検討した松戸浩は、行政官庁法の制定過程を次のように評している（松戸 2002：45）。

また同法の成立過程で作成された様々な諸案は、各省等乃至各省大臣等に対する事務配分のあり方について多様な可能性があったこと、そしてそれを立案者自身が認識していたことを示していた。行政官庁法は従来の官制の現状維持を図ったものであるとしばしばいわれるが、立案過程では各省官制通則・各省官制とは著しく相違する規定が策定されるなどしていたのである。他方で、官制の下で採られていた伝統的行政官庁理論を絶えず立案者が意識した上で条文の修正を行っていたことも明らかになったといえる。

とはいえ、行政官庁法は暫定的な法律であったため、恒久的な法律として国家行政組織法が1948年7月に制定されることになった。それゆえ、国家行政組織法の制定過程と法文内容を含めた評価をめぐる先行研究の検討が各省設置法との関連においてより重要となる。国家行政組織法に関する研究は、伝統的行政官庁理論に代わる行政機関概念の採用に関心が寄せられてきた。これは日本の行政組織法体系の大きな変化と捉える議論（佐藤 1979）も存在したが、通説的には行政官庁理論や戦前の官制との連続

性が強調されてきた（今村 1994）。この行政機関概念の採用が限定的な影響力しか持ち得なかった証左として、所掌事務の範囲を中心とした各省設置法と戦前の各省官制との連続性の強さが指摘されることになる（赤木 1991, 岡田 1994）。かくして今村都南雄は、「その証拠に、国家行政組織法の施行にあわせていっせいに制定された各省設置法は、戦前来の各省官制を原型として基本的にそのスタイルを継承しており、いぜんとして官制の法律化にとどまるものでしかなかったからである」と評するのである（今村 2006 : 56）³⁾。

戦前との連続性に関する議論と絡みつつ、国家行政組織法の法文内容において主たる関心事の一つとなったのは、内部部局（官房、局、部）の設置に関する規定であった。当初はGHQの意見を反映して政令事項であったのが、国会審議での修正を経て内部部局の設置は法律事項となった。この法律事項への修正は国会中心主義を体現するものとして評価されたが、他方で厳格な法定主義が行政組織編製の弾力性を損なうものとして長らく改革論議の対象ともなった（今村 1994, 2006 : 70-79）。ここでの要諦は、法律事項への修正が前年の国会で審議された労働省設置法案の修正対応の影響を受けていたという点である。同国会の参議院における労働省設置法案審議では、内部部局の設置および所掌事務の範囲を政令に委ねるとする政府案が修正され、法律事項としたうえで、その修正案は参議院のみならず衆議院でも同意されるに至った。それゆえ、労働省設置法案の修正対応の経緯との齟齬が問われたのである。もう一つは、政令事項とするGHQの意見は民政局内の議論を整理したうえで1948年3月にカルロス・マーカムの意見として出されたものであり、国家行政組織法の基本的性格に与えた影響ゆえに度々紹介されてきたが（例えば、天川 2014, 岡田 1994, 松戸 2003）、マーカムが志向した内部部局の設置の政令事項に関して必ずしも民政局多数派を体現していたわけではなかったという点である。この点

3) なお同様の評価は、既に今村（1994 : 52-53）でも確認することができる。

は、労働省設置過程のなかでのGHQの意見を検討した近年の研究によっても、GHQの多数派が内部部局の設置において行政部に広く裁量を認めるわけではなかったことを指摘している（原田 2019）。

かくして国家行政組織法の制定過程と法文内容をめぐる従来の論点は、行政機関概念の採用の限定的な影響力を念頭に置きつつ、同法の規格式ゆえに各省官制と各省設置法との連続性を問うものと、内部部局の設置を法律事項とした戦前との非連続性を問うものに大別されるのである。だが、各省官制と各省設置法との連続性を強調し過ぎると、今村が指摘したように「官制の法律化にとどまる」ことになり、各省設置法の制定過程や法文内容を個別に検討する意義は乏しくなる。こうした課題を克服するべく、以下のような各省設置法に関する研究が蓄積されてきた。第一には、各省官制と各省設置法との連続性を問い直す研究が出てきている。原田久は、各省設置法の目的が「従来の所掌事務及び権限の概括的な規定の詳細化」（佐藤 1949：34）にあった点に着目し、各省設置法の所掌事務が各省官制より詳細化している点をデータ分析から明らかにしたうえで、所掌事務の詳細性における各省設置法と各省官制との非連続性を指摘している（原田 2020：75-79）。

第二には、各省設置法のモデルとなった設置法を探る研究が出てきている。国家行政組織法と連動して準備された各省設置法の最初のモデルは、商工省設置法案であったとされる。しかしながら、商工省設置法案をモデルに各省設置法案が作成されるなか、通信省設置法案にGHQ民間通信局から様々な要求（権限規定の詳細化など）が出され、その対応に日本政府は苦慮する。さらに前述したように国家行政組織法が国会審議で修正された結果、各省設置法案は改定が必要となり、原則として撤回されるに至った（岡田 1994）。それゆえ、商工省設置法案に代わるモデルとなった設置法案の存在が研究対象となったのである。これは、松戸浩の詳細な検討により、民政局の意見を受けて行政管理庁が1948年8月に策定した大蔵省

設置法案をモデルとして進めていったことが明らかにされている（松戸 2004）。加えて原田久は、GHQ が大蔵省設置法案に否定的な見解を示していたこと、GHQ の要求を取り入れて修正した通信省設置法案を肯定的に評していたことを踏まえつつ、通信省設置法案がモデルとして期待されていたことを明らかにしている（原田 2020）。この通信省設置法案の特徴であった所掌事務規定の詳細さは、後継の電気通信省設置法にも受け継がれていったことが指摘されている（原田 2022）。

第三には、個別の設置法をめぐって、法文内容と設置の政治過程の双方を丹念に検討する研究が蓄積されつつあることである。例えば、教育行政学の荻原克男は、占領期の文部省設置法の審議過程と法文内容を検討することで、組織法上の分権的姿勢と文部省の関与領域の包摂性、それらを媒介する「指導助言」という手段の構造を明らかにした（荻原 1996）。近年では原田久が、GHQ 内部の建設行政の一元化をめぐるコンフリクトに焦点を当て、一元化構想を斥けるかたちで建設院設置法が制定される過程を詳述している（原田 2023⁴⁾）。

以上の動向を踏まえるならば、占領期の各省設置法制定史に向けたアプローチは、従来の研究が法文内容か設置の政治過程のいずれかに分析の重点を置いていたことに鑑みて、双方を丹念に検討し架橋することが肝要になるといえよう。この場合、同一省を対象とした法文内容と設置の政治過程の分析がそれぞれ既に存在するならば、それらの研究成果を統合して再検討してみることも一つの有力な試みである。こうしたアプローチを採用しようとするとき、本稿が対象とする通産省はどのように位置づけられるのか。次節は、通産省に関する先行研究を検討することとしたい。

4) さらに原田久は、原田（2023）の研究成果をもとにクロス・ナショナル連合とコンフリクトとの関係に焦点を当てつつ、農林省設置法の制定過程も詳述している（原田 2024）。

第二節 対象としての通産省

本稿が対象とする通産省は、戦後日本の政治や行政を論じるうえで主たる対象となってきた。特に日本の高度経済成長の解明に対する関心から、産業政策と通産省の果たした役割に焦点を当てた研究は、代表的な例である（例えば、Johnson 1982, Okimoto 1989）。この通産省の果たした役割を検討していくにあたり、産業政策を具体化する手段として行政指導が注目されたのである（大山 1996, 建林 1994）。行政指導は各省設置法の所掌事務と権限の規定を根拠とすることから、通産省の行政指導論は通産省設置法との関係が念頭に置かれることになる⁵⁾。

しかしながら、通産省設置法の制定過程やその法文内容の経緯に関する研究は、必ずしも多いわけではない。1949年5月の通産省設置法の制定により、商工省の改組というかたちで通産省は設置された。この商工省から通産省への設置経緯に関して詳細な検討が行われたのは、天川晃が執筆を担当した通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編（1990）である。通産省の省史的な位置づけである『通商産業政策史』に収録されている充実した整理であり、同省設置の背景や具体化しようとした機構の理解には非常に有益だが、設置法自体の分析は必ずしも多くはない。この意味で、設置法自体の記述と設置の記述の双方をより組み合わせるべく、前述した法文内容と設置の政治過程の双方を架橋して検討する余地は残されている。

他方で、後に通産省の事務次官となる山下英明が「そこから商工省の国際化が定着する」と述懐するように、商工省の通産省への改組は国際通商を促進する狙いがあった（政策研究大学院大学 C. O. E. オーラル・政策研究プロジェクト 2005 : 51⁶⁾）。この通産省設置による国際通商の促進化と

5) 行政指導と各省設置法との関係は、伊藤（1995）の整理も参照。

6) 通産省における国際通商の役割を強調する同様の見解として、例えば1949年12月という通産省設置後の間もない時期に行われた商工行政史談会において、商工官僚であった副島千八は、通産省の近況に言及した際に「通産省が国家に対して奉公すべき唯一のことは、外国貿易の伸長です」と述べている（産業政策史研究所編 1975 : 149）。

いう方針は、その設置過程で吉田茂首相が強いリーダーシップを発揮した結果とされる。吉田茂の指導力や構想の観点から通産省の設置過程を仔細に検討した河野康子は、国際経済秩序への参加を前提とした行政機構の刷新とその際の商工官僚の一掃を吉田首相が課題としていたことに言及しつつ、次のように叙述する（河野 1991：37）。

同時に注目すべき事実は通産省設置法案が準備され国会で審議されていた時期はJ・ドッジの日本滞在中でありドッジが日本政府に対し通産省設置を督励していたことである。吉田が「通産省設置を急げ」と指示していたのは、ドッジの督励を背景に理解することも可能であろう。つまり、吉田にとって通産省設置は、民自党のかねてからの主張であった経済の国際化を制度的に定着させるものであり、同時に、ドッジに代表されるワシントンとの提携にとっても不可欠のものであった。ドッジの要請する輸出振興政策を行政機構に制度化するものが通産省設置に他ならなかったのである。

河野の研究は通産省設置法案の内容に言及しつつも、その分析は吉田首相の設置構想をめぐる彼のリーダーシップと商工官僚の抵抗、法案に対する議会や政党での議論という政治的文脈の検討に重点が置かれていた。換言すれば、通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編（1990）の場合と同様に、法文内容と設置の政治過程の双方を架橋して検討する余地はあるということになる。

さらに通産省設置は、吉田首相による通商第一主義的な対外政策の具体化であると同時に、GHQ 経済科学局の支援を受けてきた経済安定本部の機構や権限の縮小をもたらすことにもなった。吉田首相の指導力や構想を検討する村井哲也は、通産省設置の意義を次のように評する（村井 2008：296）。

吉田による通産省と外務省の位置づけは、中道連立の頃から強固となっていたGHQ各部局と各省のクロス・ナショナルな連合を、一気に分断することを企図するものであった。吉田は、GSとの政治的な連絡事務を総理庁外局から外務省に戻して主に講和条約に備えさせ、ESSとの経済的な連絡事務を経済安定本部から新しい通産省に移し、主に九原則に基づく輸出振興政策にあたらせることを試みた。そして、もはやドッジ・ラインで不動のものとなった占領政策の転換を受け、大蔵省と同様、外務省・通産省いずれとも、その連絡相手としてはGHQではなくワシントンを想定していたことであった。

村井の通産省に関する叙述は、吉田の政治指導を経済安定本部との関係で論じる際に言及していることが多く、政治的な文脈の検討が中心となっている。この意味では、村井の叙述の特徴も、河野（1991）と同様に位置づけることができる。

必ずしも通産省それ自体を中心的対象としているわけではないが、占領期の通産省設置法を捉えるうえで牧原出の研究も重要な指摘を行っている。牧原の研究は、各省庁の編製の規格化という観点から、行政官庁法、国家行政組織法、各省設置法へと至る過程を整理している。この過程において経済関係省庁は、内部編制における総務局の位置づけが問われ、戦前の組織編制を維持しつつ、総務局を廃止し、大臣官房に省内外の連絡調整のための官房長の設置をみることとなった。こうして旧内務省の後継組織が総理府に置かれたままであったり、省として設立されていても日が浅いため組織として定着しているとは言い難い状況のなかで、経済関係省庁の相対的な組織としての制度的定着度合いの高さを指摘する。それゆえ、商工省設置法がなぜ各省設置法の当初のモデルとなり得たのかを、牧原は次のように評するのである（牧原 1996：469）。

各省設置法の制定によって、形式的に省庁編成が法定されたとしても、官房・局といった組織面での整備を終えた経済関係の省とそれらの整わない旧内務省系の省庁とでは、大きな落差があった。各省設置法のモデルが行政調査部で作成された際に、大蔵省や商工省が例としてとりあげられたのは偶然ではなく、そのような経済関係の省においては他に先駆けて実質的な規格化が進行していたためとみることができるのである。

これは、商工省から通産省に改組されたという点においても「通産省が設置されたとき、吉田首相の意向に沿って通商優位の組織化がなされたことが反証として挙げられ、この段階では通産省は制度的定着に至っていなかったという主張もあろう。だが、本文の指摘は、商工省が通商優位の形で再編されたにもかかわらず、内務省系の省庁と比べれば、規格化がはるかに進展していたということである。つまり、省内での所掌事務の序列づけが不安定であっても、組織編成の規格化については動揺していなかったことが重要なのである」と、補足している（牧原 1996：471）。このように規格化という理論的な観点からではあるが、商工省設置法と通産省設置法の位置づけを整理したことで、牧原の研究は改めて法文内容の検討を要請するものといえよう。

以上のように占領期の通産省設置をめぐる主要な先行研究は、設置過程と政治的文脈を中心的な検討対象としており、必ずしも法文内容とその経緯を十分に分析しているわけではない。このことは、問題関心の違いのみならず、既出の先行研究でも指摘されるように資料的な制約が存在する面もある。とはいえ、GHQ資料のアクセス性は向上しており、他方で占領期の日本側資料も新たな資料が増えたことで、それらを活用する重要性も指摘され、占領期の研究は目的に応じて様々な資料を駆使することが求められている（小宮 2022, 原田 2020）。このような状況下で、従来は十分に

扱われてこなかった法文内容やその経緯を検討することは、新たな論点を提示することになるかもしれない。以上から本稿は、行政学の問題関心に立脚して占領期各省設置法制定史研究を行うにあたり、設置の政治過程と法文内容の双方に着目し、その連関を意識した考察がアプローチとして必要であると考え。したがって次章は、通産省設置をめぐる主要な先行研究の成果に依拠しつつ、法文内容やその経緯にも留意することで、通産省設置法の制定過程を素描することとしたい。

第二章 通産省設置法制定過程の再考

第一節 前史としての商工省設置法

ポツダム宣言受諾後の1945年8月26日、戦時体制の象徴であった軍需省と農商省が廃止され、商工省と農林省は復活することになった。だが戦後の商工省は、内部部局において「この機構は、明治中期からの伝統とみられる商務、工務、鉱山の三局とともに、昭和十四年戦時統制期における機構改革の流れを汲んだ物資別編成による繊維、燃料、電力の三局を併列させた折衷形態」と評せられたように、必ずしも戦前の商工省そのままの復活を意味しなかった（通商産業省編1962：335）。

さらに1945年12月13日の貿易庁官制と石炭庁官制の公布に基づき、商工省外局として貿易庁と石炭庁が設置されることになる。貿易庁は輸入物資の受入配分に関する一元的機関の必要性から設置されたものであり、石炭庁は産業復興のための石炭生産体制の強化の必要性から設置されたものであった。特に貿易庁は貿易行政機構を外務省に設置すべきという戦前以来の議論もあって調整が難航したが、商工省外局として決着したことはその後の同省の帰趨にとって大きな意味を持ったといえる（通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編1990：383-384）。

1946年となり新憲法の制定作業が進むにつれ、その憲法に合わせた行政機構の整備が課題となっていった。同年7月3日には、憲法附属法令の

制定・準備のための臨時法制調査会（会長は吉田茂首相）が設置されることになる。この臨時法制調査会において各省官制通則は検討対象となり、同会第一部会（部会長は金森徳次郎）が担当することになった。第一部会は、8月16日に「中央行政官庁法案要綱試案（第一部会決定）」を作成し、第二回総会に提出した⁷⁾。この試案は第二回総会ではほとんど実質的な質問がなされることはなく、語句の修正などを施した後に「行政官庁法案要綱（案）」として第三回総会で可決され、10月26日に首相に答申されるに至った（松戸 2002：26）⁸⁾。

答申を受けて内閣法制局による要綱の法制化作業は具体化していったが、その議会提出までの作業は難航することになる。1947年1月中には内閣法制局による行政官庁法案の条文化作業は、様々な案の検討を経て完成した。1月31日付の法案は、内閣総理大臣と各省大臣との分担管理を規定し、そのうえで内閣総理大臣と各省大臣の所掌事務を列挙する詳細なものとなっていた点に特徴がある（天川 2014：21-218, 松戸 2002：39-40）⁹⁾。さらに1月28日付の「行政官庁法案要綱」の段階では、内閣総理大臣について「皇室、栄典、恩給、統計、経済安定政策一般、物価、復員並びに石炭、亜炭、ガス及コークスに関する事務行政機構及び公務員制度に関する調査及び企画に関する事務並びに各省大臣の管理に属しない事務を管理すること」と記されており、「石炭、亜炭、ガス及コークスに関する事務」が加筆されていた¹⁰⁾。これは石炭庁の内閣への移管の検討を示すものであり、1月31日付の行政官庁法案に整理する段階では記載されず、2月以降

7) 「中央行政官庁法案要綱試案（第一部会決定）」国立公文書館所蔵。

8) 「諮問第一号ニ対スル答申ノ件」（『公文雑纂・昭和二十一年・第三卷・内閣三・総動員補償委員会～持株会社整理委員会』、国立公文書館所蔵）。審議については、（芦部・高橋・高見・日比野編 2018：141-145, 243-248）も参照。

9) 「行政官庁法」（『佐藤達夫関係文書』1730、国立国会図書館憲政資料室所蔵）内の「行政官庁法（案）」（1947年1月31日付）。

10) 「行政官庁法案要綱」（『吉田内閣閣議書類（その6）昭和22年1月21日～2月25日』、国立公文書館所蔵）。

の行政官庁法案で明記されたものであった（通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編 1990：399）。

石炭庁の内閣移管は、「1月31日の改造内閣の初閣議において石炭庁（商工省外局）の内閣移管と肥料庁を農林省外局として新設する案が付議され、そのうち石炭庁の移管は決定して直ちに実施することになった」という¹¹⁾。しかしながら、GHQ 民政局のサイラス・ピークは、石炭庁の内閣移管問題が大臣ポストをめぐる連立工作という政治的な背景のもとで検討されており、移管によって石炭の生産・配分がうまくいく保証はないとして、民政局と経済科学局は反対であることを日本政府に伝えたのであった（通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編 1990：400）。さらに商工省内部では、移管決定を受けて奥田新三商工次官と菅礼之助石炭庁長官が辞表を提出するなど反発もあり、3月31日の閣議で内閣移管は取り止めることが決定された¹²⁾。

他方で、行政官庁法案それ自体についても GHQ は、重要な経済関係の法案を抱えているため、「本案に対しては今期議会の開会中に総司令部の了解を与えるに至らないかも知れない」とし、「大体現在の制度をそのまま踏襲しているようであるが、それなら特にこの様な法律を制定する必要もないのではないかと思う」と、消極的な姿勢を示していた¹³⁾。この姿勢の背景には、前年の1946年11月にブレイン・フーパーを代表とする顧問団が来日し、公務員制度改革に向けて行政調査部と接触を開始していたことがあった。1947年2月11日にフーパーは民政局関係者と行政官庁法案や官吏法案の取り扱いについて協議するとともに、行政官庁法案について

11) 『朝日新聞』1947年2月5日。

12) 『朝日新聞』1947年4月2日。なお石炭庁の内閣移管に関する商工省側の消極姿勢については、産業政策史研究所編（1983b：144-145）や通商産業調査会・通商産業政策史研究所編（1985a：112）における商工官僚の回顧が参考となる。

13) 「30. 行政官庁法案に関する交渉の経緯 自昭和22年3月」（『連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連合軍側と日本側との連絡関係 会談集』第1巻、Ref. B17070014800、JACAR（アジア歴史資料センター）、外務省外交史料館所蔵）。

は概して曖昧であるとして、詳細なコメントとともに民政局の考慮を要請したのである（天川 2014：219-220, 天川編 2001：149-152, 岡田 1994：147-148）。

さらにピークによる行政官庁法案の簡略化の要請を受けて、2月19日付の行政官庁法案（「行政官庁に関する法律案」）が作成されるなど、3月13日にGHQの了解を得るまでに様々な法案が作成されていった¹⁴⁾。例えば、2月22日付の行政官庁法案（全一六条）では、第一条において「内閣総理大臣及び各省大臣の分担管理する行政事務の範囲は、法律又は政令に別段の規定あるものを除くの外、従来¹⁵⁾の例による」としており、以降の条文において内閣総理大臣と各省大臣の所掌事務を詳細に列挙することはなくなっていた。この間の各種法案の圧縮は、必要最小限の事項に絞り込み、現状維持を基調とする法的連続性に力点が置かれたのである（岡田 1994：144, 松戸 2002：40-45）。提出を控えてGHQは、「本案はあくまで仮のものであつて、新憲法下の国会が根本的に再検討せざるを得ないようにするため、この法律の有効期間を一年と限定すべきである」とし、日本政府案にはなかった期限が追加されることになった¹⁶⁾。かくて行政官庁法案は3月15日に帝国議会上に提出され、同月30日に法案は成立するに至った。

だが、行政官庁法は暫定的な法律であったため、それに代わる恒久的な法案を準備することが求められた。これを主に担当することになったのは、行政機構の調査立案にあたる機関として設置されていた行政調査部であった。行政調査部は、1947年12月10日に作成した「新憲法下の行政機構

14) 「行政官庁法」（『佐藤達夫関係文書』1730、国立国会図書館憲政資料室所蔵）内の「行政官庁に関する法律案」（1947年2月19日付）。ピークの簡略化の意向については、同所収資料内の各行政官庁法案も参照。

15) 「行政官庁法案（法制局）」（『吉田内閣閣議書類（その6）昭和22年1月21日～2月25日』、国立公文書館所蔵）。

16) 「30. 行政官庁法案に関する交渉の経緯 自昭和22年3月」（『連合軍の本土進駐並びに軍政関係一件 連合軍側と日本側との連絡関係 会談集』第1巻、Ref. B17070014800、JACAR（アジア歴史資料センター）、外務省外交史料館所蔵）。

改革の方針」に基づき、合理的な行政機構をいかに整備するのかという行政機構改革のなかで、新たな行政官庁法案の制定を課題として動き始めていた。同月末に行政調査部は行政官庁法案の試案を作成するが、それは第一条で「従来例による」という表現を削除しつつ、第二条で行政事務を分担管理する各省大臣と事務分掌の場としての各省を列挙するという形式において、現行の行政官庁法に簡略化される以前の同法案の方向性を踏襲するものであった（岡田 1994 : 152-153, 松戸 2003 : 39-42¹⁷⁾。

1948年に入り行政調査部による新たな行政官庁法案の準備が続けられたが、民政局のカルロス・マーカムは、3月11日に「現行法の延長として立案された行政官庁法（案）は、これを承認しないつもりである」と、日本側の法案に消極的な反応を示した（天川編 2001 : 171¹⁸⁾。特に「この法案は種々の官庁の責任と権限の範囲を表示することは意図しては居らず、単に種々の政府機関を識別し、政府官庁の種々の型及びこれら官庁内部における機構の諸段階に対して基準的名称を与えることだけを意図しているにすぎない」とコメントしたことは、行政調査部が進めていた方向性を大きく変えるものであった（天川編 2001 : 171）。既に第一章でも言及したように、マーカムの意見のなかでも内部部局の設置について法律で規定することを要しない点（政令事項とする点）は、民政局の多数派の意見を必ずしも体现していたわけではない（原田 2019）。とはいえ、マーカムの意見に対応するために行政調査部は、行政官庁法とは異なる名称となる国家行政組織法案を作成していくことになる。

1948年3月25日に行政調査部では、「国家行政組織法試案（第一次案）」が作成された。この第一次試案は、内部部局に関する規定の規格化を行うなど、一定程度マーカムの意見に沿うものであった。行政組織の規格化を

17) 「行政整理 2 昭和 22、23 年度」（『佐藤達夫関係文書』1717、国立国会図書館憲政資料室所蔵）内の「行政官庁法（試案）」（1947 年 12 月 30 日付）。

18) さらにマーカムの意見に対応した佐藤功の回顧も参照（行政管理庁史編集委員会編 1984 : 16-17）。

同法で行い、実態は各省の個別法律に委ねるという形式面では、行政調査部と民政局は合意を得たようにみえる。続く同月31日には、「国家行政組織法案試案（第二次案）」が作成された。この第二次試案では、行政官庁の用語を行政機関に変更するという、いわゆる行政機関概念の採用が行われている（芦部・高橋・高見・日比野編 2019：130-133）。第二次試案の段階での行政機関概念の採用は、伝統的行政官庁理論における行政官庁の用語との混乱を避ける以上の意義はないとして、むしろ4月8日付の国家行政組織法案（第二次試案の第三条における「最高の行政機関」と「行政機関」の併用から、国家行政組織を構成するものとして「行政機関」に一本化した点）における修正を重要視する見解もある（松戸 2003：52-57）。行政機関概念の採用については、立案に関わった当事者には変更によるその影響力の大きさを回顧する者もいるが、詳細な採用経緯は曖昧なままとなっている（今村 2006：55-56、佐藤 1979：147）。

とはいえ、4月16日付で「仮案国家行政組織法案」が作成され、5月10日の国会に提出されることになる政府原案は固まった（松戸 2003：63-64¹⁹⁾）。国会審議が始まるにあたって政府は、国家行政組織法案の議論の焦点が第七条（内部部局の設置の政令事項）であることを見越して、想定問答を準備していた。5月7日の閣議のために用意された想定問答は、「各行政機関に配分された行政事務を所掌する所掌する上に、いかなる部局を設置し、どの範囲の所掌事務をこれらに与えるかと言うことは、行政部の自律性に任せその実際の便宜によって、政令を以て、定めることとし、以て、行政の機動性と便宜を確保しようとするものであります」と政令事項とする理由を用意した²⁰⁾。だが、第一章でも述べた通り、実際の第2回国会審

19) 「仮案国家行政組織法案」（『芦田内閣閣議書類（その2）昭和22年4月2日～昭和23年4月30日』、国立公文書館所蔵）。この資料は、日付（1948年4月16日）に線が引かれ、行政調査部の上を黒塗りにしている。

20) 「国家行政組織法案第7条関係想定（船田國務大臣）」（『芦田内閣閣議書類（その3）昭和23年5月1日～昭和23年5月18日』、国立公文書館所蔵）。

議では、第1回国会における労働省設置法案の審議において法律事項に修正した点との整合性が問われ、「労働省設置法案の場合よりも更にもう一步根底的な制度の建て方の問題である」と行政調査部は事前に正当化の論理を立てながらも、国会至上主義を前にして国家行政組織法案の第七条も政令事項から法律事項へと修正されたのであった。²¹⁾この修正を踏まえて7月10日に国家行政組織法は制定された。

他方で本稿において重要なのは、第2回国会では国家行政組織法案と合わせて各省設置法案が提出されたことであった。商工省の場合、1948年4月12日付の商工省設置法案の第一条では「政府は健全な産業の維持発展を図り以て国民生活の安定に資するため商工省を設置する」という設置目的を定めながら、商工大臣を長とする規定は明記されていなかった。これが4月15日付の商工省設置法案の第一条となると、「政府はこの法律により商工省を設置する。商工省の長は商工大臣とする」という規定となる。4月15日付の案の内容を基本的に踏襲しつつ、5月4日付の商工省設置法案が「各省設置法の形式案」として準備された（岡田 1994：269-271, 松戸 2004：34-42）。²²⁾5月10日には、5月11日付で商工省設置法案を閣議にかけるための稟請の資料が作成されている。この資料によれば、商工省設置法案の提出理由は次のようになっている。²³⁾

国家行政組織法の施行に伴い、従来商工省官制等に基いて定められていた商工部内の所掌事務の範囲、権限等をより一層具体的に、

- 21) 「国家行政組織法案第7条関係想定（船田国務大臣）」（『芦田内閣閣議書類（その3）昭和23年5月1日～昭和23年5月18日』、国立公文書館所蔵）。下條康磨発言（1948年7月4日）「第2回国会参議院会議録第59号（1）」917頁。
- 22) 「各省設置法の形式案」（『大野木文庫』）も参照。以下、『大野木文庫』とのみ表記した資料は、総務省の現用文書である。この資料的性格に関する点は、原田（2019：2-3）を参照。本資料は、原田久（立教大学）、山田健（静岡大学）の両先生のご厚意により利用することができた。ここに記して厚く御礼申し上げます。
- 23) 「商工省設置法閣議稟請に関する件・昭和23年商工省」（『閣議等関係文書・法律・昭和19年～昭和24年』、国立公文書館所蔵）。

かつ統一的に法律をもつて定めることになったので、商工省設置法及び同理由を閣議に附議するよう御願する。

確かに商工省設置法案は、商工省官制と異なる規定ぶりとなっていた。商工省官制は本省内部に置かれる部局が列挙されていたが、商工省設置法案では内部部局は列挙されず、本省の所掌事務と権限のみを規定している。この点は、前述したように国家行政組織法案が内部部局の設置を政令事項としていることに合わせたものである。それゆえ、国家行政組織法案において政令事項から法律事項へと修正されることは、商工省設置法案の規定の書き方も変更せざるを得ないことを意味していた。また、商工省設置法案が省を設置することや大臣を長とすることを規定していることも、省の存在を所与とする商工省官制と異なり、国家行政組織法案と連動させている点であった（松戸 2004：37-38）。

5月11日の閣議は、「第二回国会提出法律案の閣議請議期限に関する了解」²⁴⁾が議題に挙げられていた。これに関する資料では、備考として「なお、国家行政組織法に伴う法律案については五月十四日（金）には遅くとも閣議決定になるよう準備をすすめること」²⁵⁾が記載されている。さらに行政調査部により、5月12日付の閣議決定された資料として「各省各庁設置法に伴う各省各庁の権限に関する件」²⁶⁾が作成された。この資料は次のように、各省による設置法制定に伴う所掌事務の範囲の拡大を警戒している。

国家行政組織法に基き各省各庁の設置法を制定するに当り、従来、
各省各庁の所掌事務の範囲はそれぞれの官制において比較的抽象的

24) 「5月11日（火）案件表」（『芦田内閣閣議書類（その3）昭和23年5月1日～昭和23年5月18日』、国立公文書館所蔵）。

25) 「第2回国会提出法律案の閣議請議期限に関する了解」（『芦田内閣閣議書類（その3）昭和23年5月1日～昭和23年5月18日』、国立公文書館所蔵）。

26) 「各省各庁設置法に伴う各省各庁の権限に関する件（行政調査部）」（『芦田内閣閣議書類（その3）昭和23年5月1日～昭和23年5月18日』、国立公文書館所蔵）。

に規定していたものを今回は相当具体的にこれを規定することとしたのであるが、これは、各省各庁の従前の官制に基く所掌事務の範囲を各省各庁間において増減附加異動させる趣旨で規定したのではなく、従つて、各省各庁の所掌事務の範囲は今後法令又は閣議により特別の定をしないうり従前のそれぞれの官制に基いて行われて来た範囲と同一とする。

かくして5月13日付で運輸省設置法案、5月14日付で厚生省設置法案や農林省設置法といった各省設置法案は順次作成されていき、それらの法案は設置目的を詳細に規定した通信省設置法案や文部省設置法案などの一部を除いて商工省設置法案と同形式のものとなった。²⁷⁾6月7日付の芦田均首相のコートニー・ホイットニー民政局長宛の書簡では、芦田首相は「政府自身も数々の省等の組織のために起草されるべき諸政令の基礎をなすこれら諸法案の速やかな成立を希望しています。したがいまして、いまだ承認されていないこれら諸法案の審査を急ぐことに、特別の考慮を与えて下さいますならば、ありがたく存じます」と述べ、GHQ側に各省設置法案の承認を急ぐよう求めていた(袖井編訳 2012: 371)。商工省設置法案の場合は文言の修正が続けられた後、国会提出に向けてGHQの承認を待つことになったが、6月7日夕方の段階で既に承認されていた運輸省設置法案や厚生省設置法案と比較して遅れたようである。²⁸⁾この点は、商工省設置法案における「第六条第一号中「貿易に関する業務」の下に「(国際郵便業務を除く。)」を加える」といった、6月9日付で行うことになったGHQの要求に伴う修正対応のためであった。²⁹⁾これを受けて翌6月10日

27) 行政調査部は5月4日付で商工省設置法を例に「各省設置法の形式案」を作成していた。「各省設置法の形式案」(『佐藤達夫関係文書』1733、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。前述した「各省設置法の形式案」(『大野木文庫』)も参照。

28) 「各省庁設置法案進行状況(国会へ未提出のもの)報告」(『芦田内閣閣議書類(その6) 昭和23年6月1日～昭和23年6月8日』、国立公文書館所蔵)。

29) 「商工省設置法案」(『公文類聚・第七十三編・昭和二十三年・第四百七十七卷・未否決

に商工省設置法案は国会に提出された。もっともほどなくして商工省設置法案は、国会で具体的な審議がされることはなく、多くの各省設置法案とともに撤回されたのである。

第二節 商工省設置法から通産省設置法へ

1948年の第二回国会に提出された多くの各省設置法案が撤回された後、昭和電工疑獄事件により芦田均内閣は総辞職し、同年10月に第二次吉田茂内閣が発足した。新内閣における輸出振興への経済政策の方針転換と、1949年1月の総選挙による与党民主自由党の勝利に伴う政権基盤の強化、さらに同年2月のジョセフ・ドッジの来日によってGHQの経済政策も方針転換していくことで、政策環境は大きく変化していった。こうした政策環境の変化は、商工省設置法案にも影響を与えることになる。

以前より吉田首相は、商工省に代わる貿易省のような国際経済秩序への参加を前提とした行政機構の一新を考えていた。1948年10月に吉田内閣が商工省の外局である貿易庁を拡大強化し、内閣直属にする案が報道され、11月に吉田の側近であった白洲次郎が永井幸太郎に代わり貿易庁長官就任が内定したことはその構想の現実味を帯びることになった³⁰⁾。吉田首相にとって行政機構の一新は国内産業を重視する商工官僚の影響力を弱めることを意味しており、こうした商工省再編を見据えた動きに商工省は反発を示した（河野 1991：36-38、通商産業調査会・通商産業政策史研究所編 1985b：21-24）。

1948年12月23日付で商工省は「商工省機構改革打合会の帰結的問題点」

未提出廃案七・商工省」、国立公文書館所蔵）。

30) 『毎日新聞』1948年10月27日。『朝日新聞』1948年11月14日。商工省の組織再編について白洲次郎も、通商行政重視への転換を意図したものであったと後に回顧している（安藤編 1966：406）。なお、白洲の通商行政重視やその組織再編に対する商工官僚の消極的な姿勢は、産業政策史研究所編（1982：58-63）や通商産業調査会・通商産業政策史研究所編（1985a：109）、通商産業調査会虎ノ門分室・通商産業政策史研究所編（1979：71-72）も参照。

を作成し、設置法の国会提出に向けた論点を整理している。この資料は、「近い将来において物質統制が全面的に撤廃され商工省の統制権限がなくなるという事態はまだ考えられないが、割当発券事務は商工行政事務の中の臨時的事務として固有事務から区別する」とし、「固有事務へと商工行政の重点を切り替える」ことを方針として、企業行政を中心とした固有事務を重視する点を掲げていた³¹⁾。また、固有事務の重点志向に関連して、「経済安定本部との事務調整が問題となるが、安本がポリシーアンドプランニングの機関であり、商工省がその実施機関である点において自ら機能は分れるが、安本の現在の機構を簡素化し商工省の活動範囲を広める方向を推進する」と記しており、商工省の権限拡大の意図も含んでいた³²⁾。他方で争点となっていた貿易庁については、未だ議論が尽くせていないとしつつ、商工省を重工業省と軽工業省に分離し、後者に貿易行政業務を担わせることで産業貿易省的な性格を持たせる案や、貿易庁と原局を一体化させて商工省に内局を新設する案などが記されていた。少なくとも商工省は、吉田首相とは異なる貿易行政に関する組織構想を描いていた（河野 1991：37-38, 通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編 1990：417-418）。

貿易行政の組織的位置づけをめぐる吉田首相と商工省の対立が深まるなか、商工省は国家行政組織法に対応した商工省設置法案の準備を並行して進めていた³³⁾。1948年9月11日付の商工省設置法案は、第一条で国家行政

31) 「通商産業省設置法」（『通商産業省設置法1・昭和24年4月』、国立公文書館所蔵）内の「商工省機構改革打合会の帰結的問題点」。

32) 「通商産業省設置法」（『通商産業省設置法1・昭和24年4月』、国立公文書館所蔵）内の「商工省機構改革打合会の帰結的問題点」。

33) 松戸（2004）や原田（2020）が明らかにしてきたように、国家行政組織法制定以降、商工省設置法案はモデル法案の例となることはなくなっていた（他にも、大蔵省財政史室編 1977：350-351）。この点は、例えば1948年8月23日付の「各省設置法案に関するGSの意見」において、「通信省設置法案は十分検討を経たものであるから、あの例を参照すること」という資料からも確認することができる。「法令資料一般資料5下」（『佐藤達夫関係文書』1372、国立国会図書館憲政資料室所蔵）内の「各省設置法案に関するGSの意見」。なお、同日付で行政管理庁が作成した「大蔵省設置法案に対するG・Sの意見要旨」も、「先国会に提出した通信省設置法案

組織法を根拠に商工省を設置し、その長を商工大臣とすること、第二条で商工省の任務を具体的に明示した後、第三条で内部部局（企業局や機械局、電気通信機械局など）を明記した。この第三条の点は、第二回国会で撤回された商工省設置法案と異なる点であり、国家行政組織法における内部部局の法律事項化を受けての対応である。それゆえ第四条以降は、内部部局ごとに所掌事務を詳細に掲げていく形式に変更されている³⁴⁾。

内部部局と所掌事務規定の詳細化は、他省との調整を惹起させる。1948年後半の商工省設置法案の作業において、主たる調整対象は農林省であったことが窺えるのである。例えば、内閣法制局に残されていた、1948年9月30日の日付が書き加えられた商工省設置法案には、生活物資局（第十三条）では、所掌する生活物質のうち「木竹草まん製品」の「草まん」に括弧が加筆され、農林省から削除の申し入れがあったことがメモ書きされている。前述の9月11日付の商工省設置法案は「木竹製品」であり、「草まん」の語句としての意味が判別できず単純なミス（印刷時のミスや誤字など）の可能性もあるものの、農林省から申し入れがあったという点は看過できないであろう³⁵⁾。さらに10月7日付の商工省設置法案は、第二条の

は模範的なものであるから、すべてこの法案に従って立案してもらいたい」と民政局側の意見が記録されている。「大蔵省設置法案に対するG・Sの意見要旨」（『大野本文庫』）。

- 34) 「通商産業省設置法」（『通商産業省設置法1・昭和24年4月』、国立公文書館所蔵）内の「商工省設置法案」（1948年9月11日付）。なおこの資料は、9月24日の日付の記入とともに、「行政管理庁の審査は終わっているが、この印刷物は未修正のままである」と書き込まれている。
- 35) 「通商産業省設置法」（『通商産業省設置法1・昭和24年4月』、国立公文書館所蔵）内の「商工省設置法案」（1948年9月30日付）。この資料も印刷物としての日付は9月11日付となっていて、9月30日の日付の記入がなされている。便宜上、9月30日付の資料として表記した。同日付（9月11日）の資料間でも印刷上の段階で語句の表現や項の数などの体裁が異なる箇所があり、9月24日付の資料で加筆した点を別紙にて9月30日付の資料で反映しようとしていた点に鑑みれば、後者の資料は印刷物としての日付が9月11日と同じでも、後に印刷した上で手を入れたものではないかと考えられる。そうであるならば、「草まん」という加筆の点は、所掌事務の範囲を広げる意図でいったん挿入された可能性があると思えらるるのである。以上のことから、「草まん」の削除は、農林省にとって意味的に不明瞭な語

条文上部に検査について農林省との間で問題があるというメモ書きがなされている。³⁶⁾

こうした農林省との間の調整は、1948年11月5日付の農林省大臣官房文書課長による「商工省設置法案に関する件」の資料でも窺うことができる。このために作成された「商工省設置法案に対する意見」は、例えば「法案中修正を必要とする事項」として、「科学局の所掌事務中第五号化学肥料の下に「(炭酸カルシウム肥料を除く。)」を加える」など、農林省と商工省との棲み分けを図ろうとしている。³⁷⁾ また、「法案の修正を希望するが、法文の体裁等により修正が不可能な場合には、覚書又は協定によりその趣旨を明確にすべき事項」として、「獣医用機械器具については、薬事法第五十四条で農林大臣の所管とされており、且つ馬具及び輓馬具についてその生産に関する事務は本省で所掌して〔いる〕から、機械局の所掌事務の項をそのように改めること」のように、農林省は自分たちの所掌事務との関係整理を商工省に意見していたのである。³⁸⁾

だが、商工省再編の動きがより具体化し、商工省設置法案は作り直しの可能性が高まっていった。1949年1月に吉田内閣が設置した行政機構刷新審議会は、商工省の小幅な改革案と、商工省と貿易庁を統合した産業貿易省案を検討しつつ、次第に産業貿易省案への方向性を強めていった（通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編 1990：419-421）。例えば、1月20日の審議会の第三回会合では、佐藤栄作官房長官は、貿易庁の扱いについ

句の誤植を正しているに過ぎないものの、通産省側の権限拡大への警戒の観点からも削除を要請したものと推察される。なお、木竹草蔓だと木・竹・草・蔓（つる）の製品を指す語句として意味が把握できること、その蔓が「まん」と読むことができる点に鑑みれば、恐らく「まん」は蔓の意味を指しているものと考えられる。

- 36) 「通商産業省設置法」(『通商産業省設置法 1・昭和 24 年 4 月』、国立公文書館所蔵)内の「商工省設置法案」(1948 年 10 月 7 日付)。
- 37) 「通商産業省設置法」(『通商産業省設置法 1・昭和 24 年 4 月』、国立公文書館所蔵)内の「商工省設置法案に対する意見」。
- 38) 「通商産業省設置法」(『通商産業省設置法 1・昭和 24 年 4 月』、国立公文書館所蔵)内の「商工省設置法案に対する意見」。

て「理論的には通商であり外務省的性質があるが、実務は商工省的のものである。首相の考も貿易中心の機構改革においては外務省的考に固執しないで商工中心となつている」と、商工省を通商行政重視の機構に転換することを説明している。こうした状況下で、1949年2月8日の閣議において吉田茂首相は、輸出振興を図る新設省として商工省ではなく通商産業省設置の意向を表明した³⁹⁾。この設置構想では、通商局設置に伴う外務省や他省との人事交流が語られており、商工省への介入強化の意図は明らかであった(岡田 1994: 291-292, 村井 2008: 295-296)。2月8日付で作成された「第5回国会提出見込法律案件名調」を見る限り、商工省設置法案と記載されていた点と合わせると、吉田首相の強い意向が表明されたものと考え⁴¹⁾ることができる。

1949年2月9日付で作成された「通商産業省設置要綱(案)」は、「日本経済は本質的に国際通商を基本とした交易経済でありその自立再建は、輸出振興への挙国的努力が根本である」として、その設置目的を続けて次のように述べている。⁴²⁾

本件は右の趣旨に即して産業経済に関する現行政府機構特に商工本省及貿易庁を中心とした現機構に画期的刷新を加え、通商振興を第一義とする体制を整備し、併せて強力な行政簡素化を実行し以て産業経済の行政方向を「他力本願」から「自力復興」へ切替えんとするものである。

39) 「行政機構刷新審議会1(第1-5回)」(『佐藤達夫関係文書』1740、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。

40) 『朝日新聞』1949年2月9日。『読売新聞』1949年2月9日。

41) 「第5回国会提出見込法律案件名調」(『第2次吉田内閣閣議書類綴(その5)昭和24年2月1日~昭和24年2月10日』、国立公文書館所蔵)。

42) 「通商産業省設置法」(『通商産業省設置法1・昭和24年4月』、国立公文書館所蔵)内の「通商産業省設置要綱(案)」。

また設置目的を受けた方針は、次のとおりである⁴³⁾。

商工行政の本体は従来石炭、鉄鋼、電力、化学肥料等基礎生産財の増産と生活物資の必要量確保とを中心として国内産業の再建におかれたがこれを輸出品生産と通商行政の強化に移行せしめ、これらに関する行政部門を中心として部局の再編成を行い従来の外局を内局に改組し通商と生産の一体化を図ると共に国内資源に関する産業部門は之を外局に移して、それぞれの位置において輸出の振興に寄与せしめ、通商振興及び外貨導入の成果を通じて復興の促進を図り、相互に緯となり経となつて日本経済の再建を期するものとする。

「通商産業省設置要綱（案）」では内部部局の編制と所掌事務の原案が作されたが、「この機構案は「通商産業省」の名称を取り入れ局の名前の頭に「通商」を冠するなど内閣総理大臣の意向を取り込んではあるが、従来の貿易庁の機構を通商局、振興局、通商経理局に内局化し、本省の総務局と生活物資局を廃止して企業局と通商雑貨局を置き、更に電気通信機械局を機械局に編入し、鉱山局と電力局を外局の資源院に移してこれまでの官房10局体制を維持する構想」であり、実態として現状の商工省体制を維持しようとするものであった（通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編1990：423）。この要綱は、通商局中心体制を志向する吉田首相と、産業行政を重視する商工省との妥協の産物であったといえよう。

1949年2月16日に第三次吉田茂内閣が発足し、その初閣議は通商産業省設置要綱を了解とした。以後の具体化の過程では、各省庁への行政整理を進めていた行政管理庁との調整も大きな課題となる。2月25日の閣議で「行政機構刷新及び人員整理に関する件」が閣議決定され、経済安定九

43) 「通商産業省設置法」（『通商産業省設置法1・昭和24年4月』、国立公文書館所蔵）内の「通商産業省設置要綱（案）」。

原則への対応を目的として各省庁の三割削減や各省庁設置法の準備、機構簡素化に伴う人員整理に関する方針が提示された。方針において各省庁設置法の準備は、行政機構の簡素化の項目で次のように述べられている⁴⁴⁾。

- (一) 各省各庁は、別途閣議において決定する要領により、部局の整理統合を行い、その規模を三割程度縮減するものとする。
- (二) 右要領については内閣において総司令部の諒解を取付るものとし、各省各庁は右要領に基き具体案を作成の上、各省各庁の設置法案又はその改正案を概ね三月十五日を目途として閣議に提出するものとする。

右法案の作成に当つては、各省各庁は行政管理庁と協議するものとする。

- (三) 各省各庁の設置法又はその改正法は、本年五月一日よりこれを試行することとし、国家行政組織法、郵政省設置法、電気通信省設置法、日本国有鉄道法及び日本専売公社法の施行を同月同日まで延期する。

但し、通商産業省についてはその設置法を四月一日より施行するものとする。

3月に入り本多市郎行政管理庁長官を本部長とする行政整理本部が設置された。行政整理本部は、機構改革と人員整理の問題を切り離し、同月8日から10日にかけて各省次官と接触して意向の把握に努めた。この際に商工省は、中小企業庁の廃止は困ること、工業技術庁は在置したいこと、電気機械局と統計調査局を復活してもらいたいこと、中小企業庁と石炭庁の内部部局は縮減することを伝えている（岡田 1994：299-301, 314-316）。

44) 「行政機構刷新及び人員整理に関する件」(『第3次吉田内閣閣議書類綴(その1)昭和24年2月16日～昭和24年2月25日』、国立公文書館所蔵)。

本多行政管理庁長官は吉田首相に各省の意向を伝えたが、首相は商工省の改革の動向を注視していた。具体的には吉田首相は、通産省の幹部を外務省主体にすることを強く望んでいたようである（通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編 1990：424）。

4月5日には「各省庁中央機構改革要綱」が閣議決定され、4月11日付で通商産業省設置法案が作成された。この法案は、第三条に通産省の任務を、第四条に同省の権限の規定を置き、前年末に準備を進めていた商工省設置法案の形式とはもはや異なっていた⁴⁵⁾。換言すれば、最終的な各省設置法の形式となっていたことが確認できる。

他方で4月5日に本多行政管理庁長官は、前日の臨時閣議で決定した行政機構改革案をもとに民政局のホイットニー局長と会談を行った。行政機構改革案に基づいた各省設置法について早期の国会提出のため法案の了解を急ぎたい旨を申し入れ、ホイットニー局長は「司令部に関する限り自分の所で「テイクケア」する」と事実上の支持を表明した（岡田 1994：319）。通産省設置法案を検討したのは経済科学局であったが、貿易課に異議はなかったものの、調査計画課は商工省の調査統計局の廃止に反対した。こうした部局内の意見を整理しつつ、商工省の通産省への転換自体には大きな異議はなかったため、経済科学局としての意見は消極的な報告をするにとどめたのである（通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編 1990：425-426）。これは民政局が各部局に案を送る際に、特定の占領目的が阻害されない限り、政府案の詳細な変更介入するものではないというGHQの方針が添えられていたことも大きかったと考えられる（天川編 2001：624）。4月15日の閣議では、各省設置法の政府案が「概ネ決定」をみることになる（木村 1980：445）。

45) 「通商産業省設置法」（『通商産業省設置法1・昭和24年4月』、国立公文書館所蔵）内の「通商産業省設置法」（1949年4月11日付）。なおこの法案には、4月12日に閣議において大綱を決定する予定とのメモ書きがなされている。

かくして4月16日の閣議でようやく「通商産業省設置要綱」も決まった。この閣議に提出された「通商産業省設置要綱」案を見ると、任務に関する書き方が2月9日付の「通商産業省設置要綱（案）」と比べてかなり整理されていたことが分かる。2月9日付の「通商産業省設置要綱（案）」は、次のとおりである（下線部は後から加筆された部分⁴⁶⁾）。

通商産業省は通商及びこれに伴ふ外国為替、輸出生産一般商工業、石炭、鉱山、電力等の資源の開発の利用、鉱工業の科学技術に関する試験、研究、企業合理化、工業製品の検査、工業標準及び工業規格工業所有権、度量衡、計画及び中小企業の指導者育成に関する事務を行うことをその任務とする。

「通商産業省設置要綱」案は、次のように整理されている⁴⁷⁾。

通商産業省は、左に掲げる国の行政事務及び事務を一体的に遂行する責任を負う政府機関とする。

- 一 通商の振興及び調整並びに通商に関連する外国為替の管理
- 二 輸出品の生産の振興その他鉱産物及び工業品の生産、流通、消費の増進、改善及び調整並びに検査
- 三 度量衡及び計量に関する事務
- 四 石炭その他の鉱物、電力等の資源の開発及び利用の推進並びに発電水力の調整
- 五 工業所有権に関する事務
- 六 中小企業の振興及び指導

46) 「通商産業省設置法」（『通商産業省設置法1・昭和24年4月』、国立公文書館所蔵）内の「通商産業省設置要綱（案）」。

47) 「通商産業省設置法案要綱」（『第3次吉田内閣閣議書類綴（その4）昭和24年4月中（2）（昭和24年4月11日～4月16日）』、国立公文書館所蔵）。

- 七 鋳工業の科学技術に関する試験研究及びその成果の普及
- 八 工業標準及び工業品規格の制定及び普及
- 九 商鋳工業に関する調査、統計その他商鋳工業に関する事務
- 十 国営通商事業
- 十一 アルコール専売事業

この整理は、4月11日付の通商産業省設置法案にある任務規定とその修正を概ね反映したものとなっていた。ここから通商産業省設置法案は、詳細な修正が続けられていくことになる。

4月16日付の通商産業省設置法案では、第四条の権限規定の最後に次の条文が書き込まれた。⁴⁸⁾

通商産業大臣は、たばこ、たばこ用巻紙、塩、にがり、なん水、粗製しょう脳及びしょう脳油の輸出及び輸入の基本的事項については大蔵大臣に、米麦等主要食糧、肥料及び飼料の輸出及び輸入の基本的事項については農林大臣に協議しなければならない。

こうした各省との権限に関する調整は、内部部局の条文でも確認することができる。通商雑貨局の所掌事務（第十二条）の上部には、「新車用以外の自動車タイヤ、チューブを除くことは覚書でやる」とメモ書きがなされている。同局の製品にゴム製品が含まれているため、運輸省との調整が争点になっていたと推察される。同様のことは通商機械局（第十三条）においても、「自動車の整備を除いてもらいたいという運輸省の意見がある。なお自動車の流通及び消費を除く意見」というメモ書きがなされていた。⁴⁹⁾

48) 「通商産業省設置法」（『通商産業省設置法2・昭和24年5月』、国立公文書館所蔵）内の「通商産業省設置法」（1949年4月16日付）。

49) 「通商産業省設置法」（『通商産業省設置法2・昭和24年5月』、国立公文書館所蔵）内の「通商産業省設置法」（1949年4月16日付）。

また4月18日の臨時閣議では、第六条の特別な職における参与を置く規定は削除された。⁵⁰⁾ 語句を中心とする条文の修正を続けられた後、4月22日に通商産業省設置法案は第5回国会に提出された。国会審議過程では、外務省ではなく通産省に通商局を設置した点や次官を補佐する通商監のポストの位置づけが論点となった。通産省の幹部を外務省主体にすることを強く望んでいた吉田首相にとって、通商監や通商局の設置はその象徴でもあった。吉田首相は、外務省設置法案をめぐる審議のなかで通産省に通商局を設置する意図を次のように述べている。⁵¹⁾

今度できる通商産業省には、外務省としてなるべくたくさんの有能な人を入れる考えであります。今日御承知の通り、まず第一に行政費の節減、機構の縮小ということを第一として考えているので、外務省はその線において、なるべく小さな形で、現に外交も再開されておらないのであるから、外交再開の準備を主として考えている。そうしてさしあたりの通商問題については、通商産業省にゆだねる。のみならず通商産業省にはなるべく多数の申さば有為な外交官を繰出して、言わば通商問題についての留学生というような気持で、なるべくたくさん通商産業省に希望に従つて出すがよい。こう考えて通商産業省にわれわれは十分の援助を与え、また外務省としては将来通商局でも置き得るようなことになれば、通商が再開された場合——現に再開されておりますが、独立国としての通商が再開された

50) 「通商産業省設置法案（商工省）」（『第3次吉田内閣閣議書類綴（その5）昭和24年4月中（3）（昭和24年4月18日～4月30日）』、国立公文書館所蔵）。この資料では、参与の箇所「今日、閣議デワオトス」とメモ書きがなされている。また、4月19日付の通商産業省設置法案では、参与の箇所に削除の線が引かれている。「通商産業省設置法」（『通商産業省設置法2・昭和24年5月』、国立公文書館所蔵）内の「通商産業省設置法」（1949年4月19日付）。5月に入ると参与は、通商産業省参与会議令という政令での検討が進められていった。

51) 吉田茂発言（1949年4月28日）「第5回国会衆議院内閣委員会外務委員会連合審査会 議録第1号」6-7頁。

場合における今日は準備時代と考え、通商産業省に留学させるよう
なつもりで送り出すつもりであります。決して無用意ではないので
あります。講和条約でもできて、そうして通商関係が一層外交的色
彩を帯びた場合には、通商局も置きたい。そのときに通商局の再開
ということを考えておりますが、それまでは準備時代として、通商
産業省に通商に関する留学生を出す意味でなるべくたくさん送つて
みたい。こういう考えであります。

吉田首相にとって通商行政を通産省に委ねるのは暫定的な措置に過ぎな
かったといえる（河野 1991：38-39⁵²⁾。他方で、山本高行商工省総務局長は、
「通商監は通商産業省の職務及び性格の特質にかんがみまして、特別の例
外として置かれました通産省の例外的な職員」であると述べ、事務官を置
かないことから窺えるように、通商監は吉田首相と商工省側との温度差
を反映するポストでもあった⁵³⁾。確かに通産省設置後の初代通商監は小滝
彬が、初代通商局長は武内竜次が着任するように、通商行政を担う多くの
人材が外務省から加わった。初代官房長の永山時雄が回顧するように、省
内での統合も慎重に進められた（小滝彬伝記刊行会編 1960：148-150、産業
政策史研究所編 1984：151-153）。だが、商工官僚と外務官僚との省内融和
には不安があると指摘されたように、それは容易なことではなかったの
である（通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編 1990：429-430）。

国会審議過程でのもう一つの興味深い論点は、農業機具に関わる通産省

52) 占領終結後の 1952 年 7 月に通産省設置法は改めて制定され直すが、そこでは通商協
定をめぐる外務省との調整が大きな争点の 1 つとなる。例えば、同法の制定過程の
なかで用意された事項別説明資料において、外務省と申し合わせ事項として、「通
商に関する協定又は取極の原案の作成および決定については、外務、通商産業両省
は、緊密に連絡協議の上これを行うものとする」や、「外務、通商産業両省は、相
互の緊密なる連絡保持に資する為人事交流を引続き実施するものとする」ことが記
されている。「通商産業省設置法事項別説明資料」（『大野木文庫 5』、国立公文書
館所蔵）。

53) 山本高行発言（1949 年 5 月 12 日）「第 5 回国会衆議院内閣委員会議録第 19 号」12 頁。

と農林省の棲み分けであった。通商産業省設置法案の第十三条第一項における「産業機械器具」の範囲について、農林省の所管する農林畜水産業用の機械器具との間で境界が曖昧であることが問われた。山本高行商工省総務局長は、「両省設置法案においてはどちらにも農機具は入つておるといふ形で、設置法自体ではつきり所管が確定されておらないわけでございまして、これは諸般の経緯上遂にこの法案の提出までにそこまで確定されなかつたのであります。いずれは資材の配給の権限を含める等の関係から行政的には安本等できめられることと思ひますが、従来いろいろあいまいな点がございまして、とかく紛争を起しました点については、できれば法案自体ではつきりさせることが望ましいことは当然でございます」と述べ、国会での修正が模索されることになる。⁵⁴⁾

同様の議論は、農林省設置法案の検討においても提起された。森幸太郎農林大臣は、「農林省の気持としましては、内地に必要な農機具は当然農林省が所掌すべきものであるという気持で、通商産業省の法文と照合していただいた場合においては、何だか両方に所管するようにも書かれておりますが、商工省においても輸出向きの農機具等も相当生産するのであります。また農機具によりまして、あるいは発動機の大きいものであるとか何とかいうものは、従来関係で通商産業省が所管するというような考えもあるわけでありまして、細目にわたつては双方今後円満なる交渉をいたして行きたい」と、棲み分ける境界線の例を説明している。⁵⁵⁾ 1949年5月11日の衆議院内閣委員会では、商工委員会からの通産省設置法案の修正意見が次のように説明された。⁵⁶⁾

54) 山本高行発言(1949年4月30日)「第5回国会衆議院内閣委員会商工委員会連合審査会 議録第1号」9頁。

55) 森幸太郎発言(1949年5月7日)「第5回国会衆議院内閣委員会農林委員会連合審査会 議録第1号」3頁。

56) 小金義照発言(1949年5月11日)「第5回国会衆議院内閣委員会議録第18号」8頁。

第十三条第一項第一号に、いろいろな機械器具が列挙されております。その中に「産業機械器具」という事項があります。ところがこれは従来農水産機械器具まで含めておつたのでありますが、西洋の思想だとか、言葉だとかいうものがいろいろ入つて来ております。そうしますとこの際、「産業機械器具」と並べて「農水産機械器具」というふうに明らかに明示した方がよろしい。「農水産機械器具」と改めた場合においては、農林省との関係が特に現われるように思われるのでありますけれども、農林省設置法の中には他の省の所管に属しない農機具というふうに明らかにいたしております。また通商産業省設置法の第十三条の第一項を見ましても「農林省が生産を所掌する」云々というものがありますので、両省の間にもし疑義があれば、これは両省の大臣なり行政長官なりがはつきり規正すべき問題でありまして、法律としてはこういうふうに列挙するのが進歩的であるというので、ここに掲げたいと思います。

さらに着目すべきなのは、5月20日の閣議で了解された「農機具の所管に関する件」という資料であろう。この資料では、経済安定本部が農機具の区分の調整を図り、「農林省設置法第八条及び通産省設置法第十三条の規定により、農林省所管の農機具及び通産省所管の農機具の区分を左記のように定めるものとする」として、次のような整理がなされたのであった。⁵⁷⁾

- 一、農林省が所管するものは、別表第一の農機具で、国内用のものとする。
- 二、通産省が所管するものは、別表第一の農機具で、輸出向のものとする。

57) 「農機具の所管に関する件」(『第3次吉田内閣閣議書類綴(その6)昭和24年5月中(昭和24年5月2日～5月23日)』、国立公文書館所蔵)。

のとする。

三、尚別表第二のものは農業用に多量に使用せられるが、一般産業用として通産省が所管するものとする。

こうした農林省とのやり取りについて、行政管理庁に出向していた秋山武夫は、「ことに農林との関係は、当時、随分うるさかった、農林と厚生ですね」と述懐している（通商産業調査会・通商産業政策史研究所編 1985c：65）。同様の回顧に関しては、法務庁側から通産省設置法の法案審査に関わった吉國一郎も次のように述べている（通商産業調査会・通商産業政策史研究所編 1993：64-65）。

それから農林省がよく粘りまして、夜遅く赤坂離宮で両方、口角泡を飛ばして議論したのを覚えています。農機具がまたね。農林省も野鍛冶というのをやっているわけです。通産省の農機具というのは、今で言えば小松だとかヤンマーがやっているような機械なんです。農業機械器具と書いたのかな。結局、農機具というところは農林省のほうで、今の構造改善局に当たるんだから農林経済局ぐらいですか。所掌事務というのは農機具（通商産業省の所掌するものを除く）と書いてあります。通産省のほうは機械局のほうに農機具（農林省の所掌に属するものを除く）と書いてある。（笑）あとは両方で話し合いをやれと、妥協させてもらいました。

ここまで紹介してきたやり取りや回顧は、佐藤（1949）が述べた各省設置法における所掌事務規定の詳細化に伴う調整の実例であった。かくして通産省設置法案の第十三条をはじめとするいくつかの修正を国会審議で経た後、5月24日に同省の設置法は成立をみたのであった。

結語

本稿の目的は、行政学の観点から占領期各省設置法制定史研究をどのように進めることができるのかという問題関心から、そのアプローチを探り、実際に通産省の設置法を対象にして考察を試みることにあった。第一章は、占領期行政組織制度や通産省に関する先行研究の検討を通じて、占領期の各省設置法制定史にどのようにアプローチするのかを探った。序章も含め先行研究の検討から明らかになった点は、次の三点である。第一に従来の研究の多くは、各省設置法を枠づける行政官庁法や国家行政組織法の制定過程を明らかにすることに比重が置かれていたという点である。第二に各省設置法に関する近年の研究成果は、条文内容やその経緯といった設置法それ自体を検討する場合、各省設置法のモデル法案を探るという関心から、商工省設置法案や逓信省設置法案が主たる対象となってきた点である。第三に通産省設置をめぐる主要な先行研究は、政治過程を中心的な検討対象としており、必ずしも法文内容とその経緯を十分に分析しているわけではないという点である。これらの点を踏まえ本稿は、行政学の問題関心に立脚して占領期各省設置法制定史研究を行うにあたり、設置の政治過程と法文内容の双方に着目し、その連関を意識した考察がアプローチとして必要ではないのかということを示したのである。このアプローチから第二章は通産省設置法の制定過程を試論的に再検討した。

通産省設置をめぐる基本的な事実は、天川晃や河野康子をはじめとする仔細な歴史研究によって既に多くの点が明らかになっている。この意味で本稿における通産省設置法の制定過程研究は、先述のアプローチの有用性を検討することを目的しており、新たに用いた資料があるにせよ、通産省の設置過程自体の通説に新しい知見を加えるものではない。しかしながら従来の研究は、通商行政をめぐる吉田首相や外務省との関係から通産省の設置過程を論じることに比重を置いており、農林省との調整について必ずしも言及してこなかった。各省設置法が所掌事務規定の詳細化をもたらす

ものであった以上、その法文化は曖昧であった棲み分けを明確にせざるを得ない。通産省の場合、特に調整を求められたのは農林省であった。⁵⁸⁾農林省との調整について用いた資料の制約から十分な考察を展開することはできなかったが、設置の政治過程と法文内容の双方に着目し、その連関を意識したアプローチの一定の有用性に関して本稿は一端を示すことができたと考える。

とはいえ本稿の成果は、通産省設置法と農林省設置法の制定過程をめぐるさらなる比較研究という課題を残している。さらに言えば、1949年に成立をみた多くの各省設置法の制定過程を横断的に比較することも求められよう。このためには各省設置に関わる先行研究を踏まえつつ、それぞれの政治過程と法文内容の統合的な検討が必要となる。当然のことながらこうしたアプローチの有効性をどこまで広げることができるのかは、省ごとの資料的制約の違いのなかで検証されなければならない。

本稿のタイトルを予備的考察としたのは、占領期の各省設置法制定史研究をめぐる方法論の検討を通じて、行政学・行政史における従来の研究状況を概観しつつ、今後の研究を活性化させるための出発点にしたいという意図があった。それゆえ占領期の行政学・行政史研究のさらなる蓄積に向けてわずかでも寄与するならば、本稿の目的は達成されたといえよう。

58) さらに言えば、山本重信の農機具をめぐる両省の所管争いの回顧が、1949年11月に就任した通産省通商機械局農林民生機械課長の時期として語っていることを踏まえると、明確な棲み分けを画定する難しさを看取することができよう（産業政策史研究所編 1983a : 154-155）。

【付記】

本論文は、JSPS 科研費（22K01344）の助成を受けたものです。

参考文献

- 赤木須留喜（1991）『<官制>の形成—日本官僚制の構造』日本評論社。
- 芦部信喜・高橋和之・高見勝利・日比野勤（2018）『日本国憲法制定資料全集』第10巻、信山社。
- 芦部信喜・高橋和之・高見勝利・日比野勤（2019）『日本国憲法制定資料全集』第11巻、信山社。
- 天川晃（2014）『占領下の議会と官僚』現代史料出版。
- 天川晃編（2001）『GHQ 民政局資料「占領改革」』第6巻、丸善株式会社。
- 安藤良雄編（1966）『昭和経済史への証言』下、毎日新聞社。
- 伊藤大一（1995）「官庁組織の正統化作用に関する一考察」『組織科学』第28巻第3号。
- 伊藤正次（2003）『日本型行政委員会制度の形成—組織と制度の行政史』東京大学出版会。
- 今村都南雄（1994）「行政組織制度」西尾勝・村松岐夫編『講座 行政学』第2巻、有斐閣。
- 今村都南雄（2006）『官庁セクショナリズム』東京大学出版会。
- 大蔵省財政史室編（1977）『昭和財政史—終戦から講和まで』第4巻、東洋経済新報社。
- 大森彌（1995）「省庁の組織と定員」西尾勝・村松岐夫編『講座 行政学』第4巻、有斐閣。
- 大山耕輔（1996）『行政指導の政治経済学—産業政策の形成と実施』有斐閣。
- 岡田彰（1994）『現代日本官僚制の成立—戦後占領期における行政制度の再編成』法政大学出版局。

- 岡田彰（2024）『官僚制の作法』公職研。
- 萩原克男（1996）『戦後日本の教育行政構造—その形成過程』勁草書房。
- 木村忠二郎（1980）『木村忠二郎日記』財団法人社会福祉研究所。
- 行政管理庁史編集委員会編（1984）『行政管理庁史』行政管理庁。
- 向後英紀（1995）「GHQ の占領期放送政策—電波監理委員会の設立経緯」『NHK 放送文化調査研究所年報』第 40 号。
- 河野康子（1991）「吉田外交と国内政治—通産省設置と電力借款導入まで」日本政治学会編『年報政治学 1991 戦後国家の形成と経済発展—占領以後』岩波書店。
- 小滝彬伝記刊行会編（1960）『小滝彬伝』小滝彬伝記刊行会。
- 小宮京（2022）『語られざる占領下日本—公職追放から「保守本流」へ』NHK 出版。
- 佐藤功（1949）「各省設置法及び行政機関職員定員法（三・完）—最近における行政機構の改革・続」『法律時報』第 21 巻第 11 号。
- 佐藤功（1979）『行政組織法 新版』有斐閣。
- 産業政策史研究所編（1975）『商工行政史談会速記録』第 2 分冊、産業政策史研究所。
- 産業政策史研究所編（1982）『産業政策史回想録』第 15 分冊、産業政策史研究所。
- 産業政策史研究所編（1983a）『産業政策史回想録』第 18 分冊、産業政策史研究所。
- 産業政策史研究所編（1983b）『産業政策史回想録』第 22 分冊、産業政策史研究所。
- 産業政策史研究所編（1984）『産業政策史回想録』第 24 分冊、産業政策史研究所。
- 政策研究大学院大学 C. O. E. オーラル・政策研究プロジェクト（2005）『山下英明（元通商産業事務次官）オーラルヒストリー』政策研究大学院大学。

関口哲矢（2017）「戦後における復員庁の改組過程—復員業務にはたす旧軍人の役割に着目して」『史学雑誌』第126巻第3号。

袖井林二郎編訳（2012）『吉田茂＝マッカーサー往復書簡集 [1945-1951]』講談社。

竹前栄治（1982）『戦後労働改革—GHQ 労働政策史』東京大学出版会。

建林正彦（1994）「産業政策と行政」西尾勝・村松岐夫編『講座 行政学』第3巻、有斐閣。

通商産業省編（1962）『商工政策史』第3巻、商工政策史刊行会。

通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編（1990）『通商産業政策史』第4巻、通商産業調査会。

通商産業調査会・通商産業政策史研究所編（1985a）『産業政策史回想録』第30分冊、通商産業調査会・通商産業政策史研究所。

通商産業調査会・通商産業政策史研究所編（1985b）『産業政策史回想録』第29分冊、通商産業調査会・通商産業政策史研究所。

通商産業調査会・通商産業政策史研究所編（1985c）『産業政策史回想録』第31分冊、通商産業調査会・通商産業政策史研究所。

通商産業調査会・通商産業政策史研究所編（1993）『産業政策史回想録』第38分冊、通商産業調査会・通商産業政策史研究所。

通商産業調査会虎ノ門分室・通商産業政策史研究所編（1979）『産業政策史回想録』第4分冊、通商産業調査会虎ノ門分室・通商産業政策史研究所。

豊田真穂（2004）「女性労働行政の原点—アメリカ占領下日本における労働省婦人少年局の設立」『アメリカ研究』第38号。

原田久（2019）「行政組織史の研究」『季刊行政管理研究』第168号。

原田久（2020）「各省設置法制の形成」『立教法学』第103号。

原田久（2022）「省設置法の組織論的基礎」『立教法学』第107号。

原田久（2023）「建設院設置法制定の政治過程」『立教法学』第110号。

- 原田久 (2024) 「農林省設置法制定の政治過程」『立教法学』第 112 号。
- 牧原出 (1996) 「内閣・官房・原局 (二) — 占領終結後の官僚制と政党」『法学』第 60 卷第 3 号。
- 松戸浩 (2002) 「事務配分規定成立の経緯 (一)」『愛知大学法学部法経論集』第 160 号。
- 松戸浩 (2003) 「事務配分規定成立の経緯 (二)」『愛知大学法学部法経論集』第 162 号。
- 松戸浩 (2004) 「事務配分規定成立の経緯 (三・完)」『愛知大学法学部法経論集』第 164 号。
- 丸谷明彦 (2022) 「GHQ 占領下の経済統制機構—経済調査庁の業務実績と評価」『公共政策研究』第 22 号。
- 村井哲也 (2008) 『戦後政治体制の起源—吉田茂の「官邸主導」』藤原書店。
- 村上聖一 (2016) 『戦後日本の放送規制』日本評論社。
- 村松岐夫 (1994) 『日本の行政—活動型官僚制の変貌』中央公論社。
- 若林悠 (2023) 「行政学と行政史論—Raadschelders の議論を手がかりにして」『大東法学』第 32 卷第 2 号。

Johnson, Chalmers (1982) *MITI and the Japanese Miracle: The Growth of Industrial Policy, 1925-1975*, Stanford University Press.

Okimoto, Daniel I. (1989) *Between MITI and the Market: Japanese Industrial Policy for High Technology*, Stanford University Press.

Raadschelders, Jos C. N. (2000) *Handbook of Administrative History*, Transaction Publishers.